

実務経験申告書に係る Q&A

【問 1】 理学療法免許取得後（登録日以降）の実務経験とあるが、勤務地が3ヶ所以上ある場合の対応如何。

(答)

勤務先が複数となる場合には、現在の施設代表者等に、過去の施設での実務経験を含めて承認してもらうこと。

なお、現在の施設代表者等から、以前の職場の証明をすることは出来ない等の申し出があった場合には、以前の職場の施設代表者等に証明を依頼するなどにより、実務従事証明を行うこと。

また、施設ごとに部門長等の証明をもらう場合には、申告書は複数枚提出すること。

【問 2】 勤務地が多数ある場合は、どうすればよいか。

(答)

勤務申告書の勤務先の記載は、実務経験4年以上の要件を満たす施設数で構わない（例えば、1年勤務した施設と8年勤務した施設があれば8年勤務の1施設で可）。

【問 3】 都道府県士会は、実務経験申告書のエクセルファイルを、メール添付で参加者に共有し、参加者は、エクセルデータを入力をして申告書を作成し、提出をしても良いか。

(答)

捺印以外はエクセルデータで作成し、捺印後にPDF等にデータ化して提出することで問題ない。

【問 4】 「実務経験報告書」を提出しない場合には、受講できないのか。

(答)

「臨床実習指導者講習会の開催指針」では、3. 受講対象者として、「実務経験4年以上の理学療法士、作業療法士」と定められていることから、実務経験を確認できなければ、受講者として認めることはできない。